BUSINESS ACCOUNT 規定 新旧対照表

次表のとおり改正する(下線部が変更箇所)。

IΒ 新 第2条 預金口座取引 第2条 預金口座取引 一般規定第1条の記載にかかわらず、次のとおりとします。 一般規定第1条の記載にかかわらず、次のとおりとします。 1~2 (略) 1~2(略) 3. 預金口座開設にあたり、一般規定第 2 条(取引時確認)に定める取引時確認等の 3. 預金口座開設にあたり、一般規定第 2 条(取引時確認)に定める取引時確認等の 合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、一般規定第17条(解 合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、一般規定第17条(解 約など)第3項アからコ号の各号に1つでも該当した場合、一般規定第18条(反社会 🛮 約、制限)第3項アからス号の各号に1つでも該当した場合、一般規定第18条(反社 的勢力の排除) 第1項アからカ号および第2項アからオ号に1つでも該当した場合または 会的勢力の排除)第1項アからオ号および第2項アからオ号に1つでも該当した場合また 届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は普通預金口座開設をお断りでき は届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は普通預金口座開設をお断りで るものとします。 きるものとします。